

2017年11月22日

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する意見

一般社団法人スチュワードシップ研究会
代表理事 木村祐基

10月24日に公表されました内閣府令改正案のうち、特に開示内容の共通化・合理化について、以下の通り意見を述べさせていただきます。

○有価証券報告書と事業報告における「大株主の状況」に係る記載の共通化については、議決権の状況に着目する観点、ならびに有価証券報告書と事業報告の共通化を進めるという観点から、賛同します。

また、「大株主の状況」の記載時点を議決権行使基準日とすることについても、株主総会開催日程を柔軟にする観点から賛同します。

○新株予約権、ライツプラン、ストックオプションに関する記載を「新株予約権等の状況」に統合すること、および、現行様式の表を撤廃し、企業の判断により過去発行分を一覧表形式で記載することを可能としたことについても合理的な改正であると考えます

ただ、ここで、過去発行分を持つ企業は、必ず過去発行分の全てについて記載すること、および現行の表に記載されている新株予約権の内容項目について削減されることなく記載することが義務付けられることになると考えてよろしいでしょうか。

記載上の注意においてその旨が明記されることを要望いたします。

○非財務情報に係る記載の統合について。

「業績等の概要」「生産、受注及び販売の状況」「財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析」を統合し、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析」とすることは、経営者が事業の状況や経営成績等を統合的に分析し、記載・開示するという趣旨に照らし合理的なものと考えます。併せて、今回新たに、ア) 経営成績に重要な影響を与えた要因、イ) 経営方針・経営戦略等の中期的な目標に照らしてどのように評価しているか、という経営者の視点による記載が求められたことを歓迎します。

他方で、従来「生産、受注及び販売の状況」という項目が立てられていたことで記載されていた生産や受注に関する情報が削減されるのではないかと、という強い懸念を抱いております。

年次での受注・生産の情報は、製造業の基本である生産リードタイム、製造付加価値の取り方、在庫の動向まで幅広い事業・経営の理解に繋がるため、投資家として大変有用な情報です。これが経営者の「自由な」判断で記載が削減されることは情報開示の大きな後退となります。

記載上の注意において、「経営成績の分析においては、生産および受注の状況を含めて、重要な要因について分析すること」などと明記していただくことにより、生産・受注に関する情報が削減されないようにしていただくことを、強くお願いするものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。